

## 後期開講までの感染拡大防止行動の徹底について

新型コロナウイルス感染症に対する取り組みについて、本学が令和2年6月1日に出した「[学生に求められる体調管理などの行動について（指針）](#)」に則り、確実に実行されていることに感謝します。

7月以降、大阪府をはじめ近隣の府県でも特に若い世代の感染者数が増加しています。特に大阪府では変異株（デルタ株）の陽性率および自宅での感染数も上昇の傾向にあり、これを受けて8月2日より大阪府に緊急事態宣言が、京都府、兵庫県にまん延防止等重点措置が発令されました。

前期試験期間を経てから後期授業が開講されるまでの間、より一層に感染拡大防止に取り組まなければなりません。そのことを踏まえ、引き続き「[学生に求められる体調管理などの行動について（指針）](#)」を遵守されるようお願いするとともに、特に重要な感染拡大防止行動を下記にまとめ周知します。理解して行動し、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に協力してください。

本学は引き続き感染予防に努めていきますので、不安なことや報告すべきことがありましたら学生課まで連絡してください。引き続きユニバーサル・パスポートからの連絡に注意してください。

私たちひとり一人が感染拡大防止行動を心がけることで、多くの人の命を守ることができます。

令和3年8月2日 学生生活担当部長

### 記

1. 常に体調に気をつけ、登校の前に体調が不良と思われる場合は学生課へ報告と相談をすること。特に登校の前に風邪の諸症状が見られる場合は学生課へ連絡をすること。
2. PCR 検査を受けて新型コロナウイルス感染症と診断された場合もしくは同感染症の濃厚接触と判断された（あるいはその疑いがある）場合は、大学へ登校する予定を問わずみやかに学生課まで報告すること。

3. 学内外，昼夜を問わず手洗いやマスクを装用すること。特に，通学時および大学敷地内では必ずマスクを装用すること。ワクチンを接種したとしても感染拡大のリスクが残ることから引き続きマスクを装用すること。
4. 学内での食事は換気され，かつ社会的距離が保てる環境下で行い，4人以下で「黙食」を原則とすること。クリアパネルを有効活用すること。
5. 合宿を含む旅行や飲食を伴う行事（親睦会等）および宿泊を伴う行事への参加は自粛すること。カラオケボックス等を利用した「ルームパーティー」，自宅に複数人で集まる「ホームパーティー」などの懇親の場への参加を自粛すること。
6. 学外におけるクラブ・サークル等の課外活動は原則として認めない。
7. 学内における課外活動は事前に大学に提出した「団体ごとの感染予防行動」を徹底し，3密で呼気や飛沫，唾液が飛び交う環境を避けること。
8. 社会的距離の確保，咳エチケットといった感染防止のための取組および「三つの密」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避ける行動を徹底すること。
9. 修学における不安や困難を抱えている場合は，ためらわずにF A・ゼミを担当する教員，学生課および学生支援センター，学生相談室のいずれかに相談すること。